

論点に対する回答（厚生労働省）

議 題	健康保険の住所変更について
省 庁 名	厚生労働省
論 点	<p>1. 健康保険の住所変更について（厚生労働省）</p> <p>(1) 全国健康保険協会（協会けんぽ）の加入者については、住所変更届の届出等が、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けにより省略されることとなった（平成 30 年 3 月以降）一方、健康保険組合加入者については、現時点で従前通り必要となっている。健保組合加入者についても、マイナンバーをキーとして健保組合から地方公共団体情報システム機構（J-L I S）へ照会することにより、住所変更届等の省略が可能となるが、照会一件あたり 10 円の手数料がかかり、費用対効果の面で全面的に導入することには至っていないとのことであった（第 2 回行政手続部会第 1 検討チーム（平成 29 年 10 月 5 日）、第 6 回行政手続部会第 1 検討チーム（平成 30 年 2 月 21 日））。手数料の引下げにつき、総務省と協議を行う予定であるとのことであったが（第 8 回行政手続部会（平成 30 年 5 月 29 日））、協議の進捗状況如何。</p>
【回 答】	<p>① 健康保険組合加入者の住所変更届の省略については、これまでの部会でもお示ししているとおり、原則、地方公共団体情報システム機構（J-L I S）への照会により省略を実現させていくため、総務省とは、本年 6 月に協議をスタートさせたところである。</p> <p>② 現在、当省としては、健保組合における住所変更の件数、確認の頻度等を検討しつつ、総務省と協議を行っているところである。</p> <p>③ 当省としては総務省等との手数料の協議結果を踏まえ、費用対効果を検証の上健保組合等の意見も聞きながら、住所変更届等の省略可能性について引き続き検討してまいりたい。</p>

議 題	健康保険の住所変更について
省 庁 名	厚生労働省
論 点	<p>1. 健康保険の住所変更について（厚生労働省）</p> <p>（2）また、マイナンバーカードに健康保険証機能が実装されれば、住所変更届での手続は不要となるという理解でよいか。いつ頃には実現するのか。実現に当たって、厚生労働省で把握している課題としてはどのような点があるか。</p>
<p>【回 答】</p> <p>① マイナンバーカードへの健康保険証機能の実装は、マイナンバーカードの電子証明書による本人確認を行い、加入者資格情報を取得することで、医療機関等における資格確認を可能とするものであり、住民票の住所情報等そのものを保険者が取得するものではない。</p> <p>② したがって、マイナンバーカードに健康保険証機能が実装されることをもって住所変更届の手続きが不要になるというものではない。</p> <p>③ なお、「未来投資戦略 2018」を踏まえ、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」を 2020 年度頃を目処として開始するべく、現在、仕組みの導入に向けた検討を行っている。</p>	